

強要が背景にあった。欧米でも同様の原因で冤罪  
が起きており、1990～2000年代に誤判につながる  
捜査手法の見直しが進んだ。いち早く改革を実現  
させた欧米の取り組みを紹介する。【長野宏美】

## 取り調べ全面可視化

「冤罪」市民の不信高まり

## 証拠リスト開示義務

米国では90年代以  
降、DNA鑑定技術の  
進歩により、死刑事件  
を含む多くの冤罪が明  
らかになった。「無実  
の死刑囚」を生み出し  
た刑事司法制度の信頼  
が失われ、陪審員にな  
りたくなるという声も  
強まった。

米国の刑事司法に詳  
しい伊藤和子弁護士  
(東京弁護士会)は「相  
次ぐ冤罪の発覚を受け  
、00年代初頭から短  
期間に多くの改革が打  
ち出された。誤判の原  
因は、捜査の過程で起  
きた自白の強要や証拠  
隠しなど、日米で共通  
している」と語る。

米国ではこうした冤  
罪の歴史を教訓に、主  
に▽取り調べの全面可  
視化▽証拠の全面開示  
▽DNA鑑定を受ける  
権利や試料の保存義務  
▽誤判調査委員会の設  
置—など、日本には  
まだない制度を実現し  
てきた。イリノイ州で  
はDNA鑑定などによ  
り「無実」で釈放され  
た死刑囚が13人にな  
った00年、州知事が死刑  
執行停止を宣言。死刑  
事件の再調査や冤罪防  
止の提言をする委員会  
を発足させた。

シカゴを含む都市部  
を展開。04年にDNA

では取り調べの自白部  
分のみを録画していた  
が、自己ビデオが決め  
手となった死刑事件が  
DNA鑑定で第三者の  
犯行と判明。一部だけ  
の録画は危険だとし  
て、05年に全米で初め  
て全面可視化が立法化  
された。州議会議員と  
して尽力したのはオバ  
マ大統領だった。

ノースカロライナ州  
では検察官の証拠隠し  
が問題になった。死刑  
囚の無罪を示す証人の  
供述調書が後から見つ  
かるなど、被告に有利  
な証拠隠しが相次いで  
分かった。全証拠の事前  
の全面開示を義務づけ  
る法律が04年に施行さ  
れた。有罪確定後に無  
実を主張する事件を法  
律家や被害者支援の関  
係者が再調査する委  
員会も、06年に全米で  
初めて設置された。

DNA鑑定による誤  
判の証明を後押しした  
のが、NPO「イノセ  
ンス・プロジェクト」  
だ。全米各地のロス  
クルを拠点にネット  
ワークが広がり、救援  
活動や政策提言をして  
いる。DNA鑑定がき  
っかけて釈放された元  
死刑囚らとロビー活動  
を展開。04年にDNA

鑑定を受ける権利の保  
障や試料の保存を義務  
づける連邦法が採択さ  
れ、他の州でも同様の  
法律が制定された。

一方、米国では司  
法取引による誤判が課  
題になっている。DNA  
鑑定で誤判が判明し  
た事件の15%以上が、  
自分の罪を述べようと  
する悪質な情報提供者  
のうその証言によって  
引き起こされていると  
の統計もある。伊藤弁  
護士は「日本でも司法  
取引が検討されている  
が、誤判を誘発しかね  
ないことを念頭に置い  
てほしい」と警告する。

欧州でも誤判防止の  
取り組みが続いてき  
た。フランスでは00年  
に北部ワトローで発覚  
した幼児への性的虐待  
事件で13人が無罪にな  
った。同じ事件で有罪  
になった別の被告が、  
罪を隠すためうその証  
言をしたことを認めた  
ため、ずさんな取り

調べが問題になった。

07年に刑事訴訟法が改  
正され、供述調書の内  
容に異議が申し立てら  
れた場合に検証可能と  
なるよう、原則として  
取り調べの録音・録画  
が義務づけられた。

英国では冤罪事件の  
調査などのため、80年  
代から取り調べ時の録  
音の試行が始まり92年  
に全過程の録音が義務  
づけられた。96年の法  
律では警察は関連する  
全証拠リストを検査に  
送り、検査はリストを  
含めた証拠を併設側に  
開示する義務を負った。  
97年には誤判の可  
能性がある事件を調べ  
控訴院に付託する権限  
を持つ「刑事事件再審  
査委員会」もできた。

度重なる冤罪事件に  
直面した欧米では、捜  
査に対する市民の不信  
の高まりが、取り調べ  
過程の検証や制度改革  
を推し進める原動力に  
なった。

# 欧米の誤判防止改革

取り調べの録音・録画(可視化)など、新時代の  
捜査のあり方を探る法制審議会の部会論議が大詰  
めを迎えている。足利事件をはじめ、近年相次い  
だ再審無罪事件では強引な取り調べによる自白の

刑事罰は常に再審査の余地がある  
べきで、ミスがあれば正さなければ  
ならない。制度には限界があるから  
だが、死刑は取り返しがつかない。  
英国では85年に5年間死刑執行を  
停止する法案が通過し、98年に死刑  
が全廃された。日本では「袴田事件」  
の再審開始決定が出て死刑囚が釈放  
されたが、「もし刑が執行されてい  
たら」と想像してほしい。誤判を防  
ぐ手立てを強化するだけでなく、完  
璧な制度がないこともまた理解すべ  
きた。

英国では1980～90年代、警察の証  
拠捏造による冤罪事件が発覚し、社  
会を揺るがした。バーミンガムで(74  
年に)起きたパブ爆破事件では6人  
が逮捕された。だが、6人は無関係  
で、警察の証拠隠しや調書捏造が明  
らかになった。  
捜査機関に対する国民の信頼は崩  
れ、陪審員が参加する裁判でも無罪  
が相次ぎ、政府は改革を迫られた。  
警察の取り調べの録音や検察の証拠  
開示が義務づけられ、独立した「刑  
事事件再審査委員会」が作られた。

「刑事司法は完璧でない」  
オックスフォード大ワダムカレッジ  
ケン・マクドナルド学長



40年近い法廷弁  
護士や公訴局長官  
の経験から、誤判  
を数多く見てき  
た。児童を殺害し  
たとして服役した  
男性が20年後に無罪で釈放された事  
件などを担当し、刑事司法は完璧で  
はないと痛感している。